

理 由 書

1 地区の状況

本地区は、瑞穂市の南部、安八町との行政界付近に位置しており、瑞穂市都市計画マスタープランにおいて、スマートインターチェンジの整備を活かした広域都市への連絡機能を活用する地域と位置づけられています。

そこで、無秩序な市街地の進展の防止を目的に、周辺環境との調和を図りつつ、新たな産業の重要な拠点として計画的な土地利用を誘導するため、宝江地区地区計画において、区画道路や緑地、建築物等の用途制限等を定めています。

2 変更の概要

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）により、新たな用途地域として「田園住居地域」が追加され、これに伴い建築基準法別表第2に項ずれが生じます。

そのため、建築基準法を引用している建築物の用途の制限について、法改正に準じた変更を行います。

3 変更内容

- ・計画書内の「建築物等の用途の制限」

「建築基準法別表第2 (ぬ)項」を「建築基準法別表第2 (る)項」に変更します。